



日本学生支援機構 7月採用者対象 給付奨学金 採用時説明会

**両キャンパスのJASSO奨学金窓口
の電話番号を登録しておいてください**

【ポートアイランドキャンパス】

078-974-4084

【有瀬キャンパス】

078-974-1607



**皆さんの手続きが完了しない場合は
奨学生資格が取消しになります。**



後日JASSOから届く手続き書類を皆さんに郵送する為に、説明会終了後にレターパックを提出してもらいます。

あなたが8月上旬に
書類を受け取れる

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名と学籍番号
- ・電話番号

を書いてください。

【記入例】

郵便番号：123-4567

おところ：神戸市●●区1-2-3

おなまえ：神戸 太郎 (A125123) 様

電話番号：078 (456) 7890

このシールにも
・氏名と学籍番号
を、書いてください。

The image shows a Japan Post Letter Pack Light form. Red arrows point from the Japanese instructions to specific fields on the form:

- Arrow 1 points to the postal code field (郵便番号).
- Arrow 2 points to the address field (おところ: Address).
- Arrow 3 points to the name field (おなまえ: Name).
- Arrow 4 points to the 'Sender To Retain' sticker (ご依頼主様保管用シール).

The form includes the following sections:

- Header: レターパックライト (Letter Pack Light)
- Address field: おところ: Address
- Name field: おなまえ: Name
- Phone number field: 電話番号: Telephone Number
- Product name: レターパックライト (Letter Pack Light)
- Weight and thickness limits: 3cmまで (Max Thickness of 3cm), 4kgまで (Max Weight of 4kg)
- Sender To Retain sticker: ご依頼主様保管用シール (Sender To Retain)

【給付】後日届く配布資料

- 1 : 給付奨学生証
- 2 : 【給付奨学金】採用者の手続きについて
- 3 : 給付奨学生が行う採用後の手続きについて
- 4 : あなたの奨学金情報管理シート
- 5 : 日本学生支援機構奨学生の学業成績による適格認定について
- 6 : 【保護者の皆様】卒業までに行う奨学金の手続きについて
- 7 : ガクシーの手続き案内
- 8 : 宛先シート

↓ 9は進学届入力時に『自宅外通学』と入力した人だけ封入 ↓

9 : 「通学形態変更届(自宅外通学)」が入っています

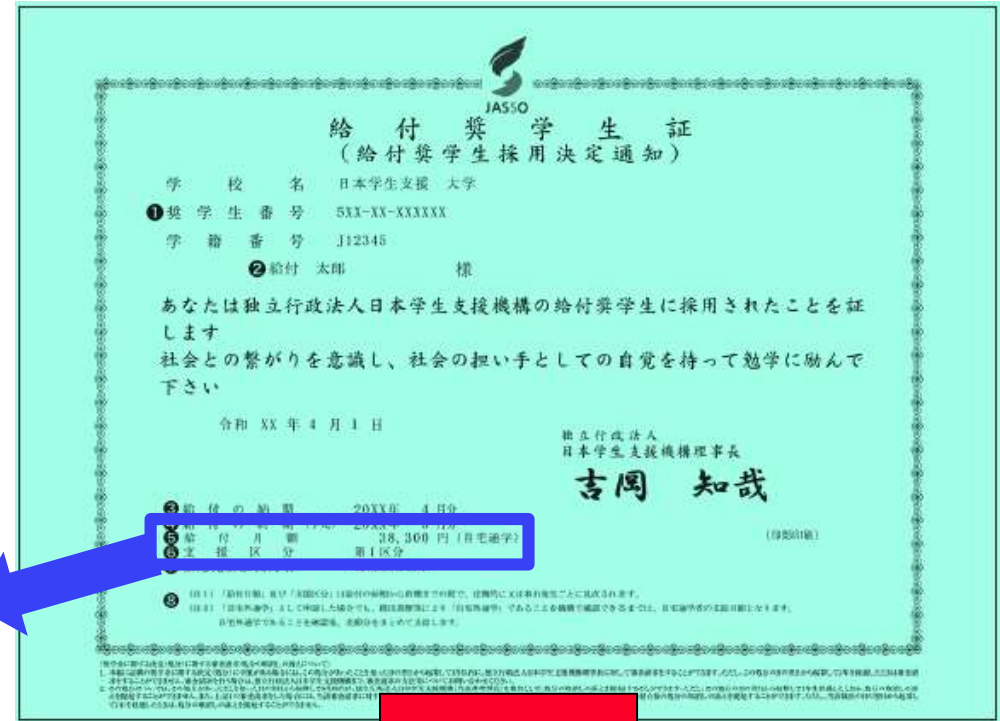
本日皆さんにお話しする内容

① 給付奨学金採用者 (多子世帯支援含む) の皆さんに
覚えておいてほしいこと

② 今後の手続きや
手続き書類の提出準備

あなたが採用になった奨学金

後日、書類を受け取ったら奨学生証を見てください



多子世帯支援のみ
採用になった人にも
証書があります

多子世帯支援のみ
採用になった人は

- ・給付月額：0円
 - ・支援区分：多子世帯
- と表記されています

給付奨学金
(多子世帯支援含む)

給付奨学金について

給付奨学金

毎月月額が振り込まれる

支援区分	私立大学	
	自宅	自宅外
第1区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第2区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第3区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
第4区分の 多子世帯	9,600円 (10,700円)	19,000円
支援対象外	支給なし	支給なし

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人、および、社会的養護を必要とする人で児童養護施設などから通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります

**給付奨学金採用者(多子世帯支援含む)は
国の授業料等減免の支援を
受けることもできます。**

〈参考〉授業料減免等の上限額(年額)

私立大学の場合

支援区分	授業料減免額 (年額)	入学金減免
第1区分	約 70 万円	約 26 万円
第2区分	約 47 万円	約 17 万円
第3区分	約 23 万円	約 9 万円
支援対象外	0円	0円
支援対象外でも 第4区分でも 多子世帯と認定された人	約 70 万円	約 26 万円



上記は年間を通じて支援区分や多子判定に変更がない場合の金額

毎年10月に支援区分の見直しがあり、
授業料減免額が変更になることがあります。



授業料減免等の還付時期について

7月採用者は、
9月上旬に大学から

1: 授業料減免分

2: 入学金減免分(新入生のみ)

について、ガクシーに入力した
銀行口座へ返金があります。

親御さんにも伝えておいてください



支援区分の見直しと併給調整

毎年10月に
支援区分見直しあり！

支援区分の見直しとは？

- ① **毎年10月**に学生本人及び生計維持者の経済状況に基づき、
給付奨学金ならびに授業料減免の支援区分見直しがあります。

※JASSOがマイナンバーから住民税情報及び申告された資産額を見ていきます。



- ② この時に**採用時の支援区分や多子世帯判定が変わることがあります。**

- ③ ・支援区分が『第3区分』や『支援対象外』
・多子世帯支援のみを受ける自宅外通学者
となった場合、**第一種奨学金の貸与資格があると**
併給調整が適応されて自動的に貸与月額が振り込まれます。

次ページの
スライド参照



併給調整で第一種奨学金の振込月額が0円になっても、
安易に辞退手続きをしないでください。

一度辞退すると第一種の資格を元に戻すことはできません。



給付奨学金(多子世帯支援含む)と 第一種奨学金が採用になったら・・・

給付奨学金を受けている人が、併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、
支援区分に応じて貸与月額が調整されます。※1：授業料等減免の支援を受けていることによって調整されます。

支援区分	調整後の第一種奨学金の振込月額			
	自宅	自宅外	自宅(多子世帯)	自宅外(多子世帯)
第1区分	0円	0円	0円	0円
第2区分	0円	0円	0円	0円
第3区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円	0円	0円
第4区分の 多子世帯			0円	0円 ※1
区分が1～4以 外の多子世帯			0円	5,600円

- ・給付奨学金(支援区分1～3)と、第一種奨学金が採用
- ・多子世帯で、第一種奨学金が採用



の人は、第一種の借りる月額に**併給調整**がかかります。

給付奨学生の今後の手続きと制度

手続き ①

在籍報告（毎年4月）



提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

※期日内に提出がない場合、授業料減免が受けられなくなります。

判定 ①

適格認定（家計）（毎年10月）



- ・支援区分や多子判定に変更がある場合は、給付月額が変更されます。支援区分や多子判定が変わると、授業料減免の免除額も変わります。10月以降の支援区分はスカネット・パーソナルで確認してください。
- ・家計が好転し、支援基準を超えた場合「支援区分外」になり振込が止まります。

判定 ②

適格認定（学業）（毎年3月末）



- ・1年間の学業成績等を審査し、給付奨学金や授業料減免の継続可否を判断します。結果によっては「廃止」や「停止」「警告」となります。
- ・成績が著しく不良の場合、返還が必要となります。

年に1度
成績判定が
あります！

給付奨学金の成績判定について

適格認定における学業成績の基準

年に1度
成績判定が
あります！

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。



赤枠の学業基準を満たさない場合は**奨学生資格が「廃止」「停止」となります。**

**また、著しく学業成績が悪い場合は、
給付奨学金の返還が必要になります。**

授業料減免も同様に減免支援額の返還が必要になります。



日本学生支援機構奨学生の学業成績による適格認定について

下記のとおり適格認定（指導）基準をお知らせします。当該年度中に各基準に定められた進級要件や修得単位数を満たしていない者は、奨学金の停止等の措置を受けることになります。各自が日本学生支援機構奨学生として在学中に、奨学金の適格認定を受ける必要があります。

給付奨学金の 成績基準はココ！

給付奨学生

■廃止基準

①～③のいずれかに該当する者

①留年または卒業延期が確定した者。

※一部においては、履修可能な単位数に基づき算出。

②累計修得単位数が標準単位数（累計単位数）の6割以下である者。

標準単位数（累計単位数）＝[修得要件単位数/修得年限]×[在学年数]

③「警告」の成績基準に連続して該当する者。（ただし停止基準に該当する場合を除く）

＜停止処置＞

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

翌年度より、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

給付奨学生（修学支援新制度）

■廃止基準

①～③のいずれかに該当する者（①・②は下表の単位数未満の者）。ただし、傷病、災害等のやむを得ない事由が認められる者は除く。

①留年者又は履修制限（※）により卒業延期が確定した者。

※一部においては、履修可能な単位数に基づき算出。

②累計修得単位数が標準単位数（累計単位数）の6割以下である者。

標準単位数（累計単位数）＝[修得要件単位数/修得年限]×[在学年数]

③「警告」の成績基準に連続して該当する者。（ただし停止基準に該当する場合を除く）

＜停止処置＞

翌年度より、奨学金の支給を廃止（終了）する。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

進級要件等は各学部の
『履修のてびき』で確認しよう。

今日配付した資料の中に成績
基準が書かれた資料があります



覚えておいてほしいこと

全員

- ① 奨学生として**自覚と責任を持って勉学に励む**
- ② **制度を十分に理解し、自分で奨学金手続きを行う**
- ③ **学校の指示を守り支給中の手続きを遅延なく行う**

給付

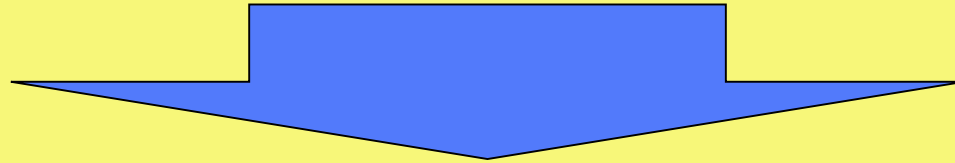
- ① 給付奨学金や授業料減免は**国費が財源となり支給されます**

貸与

- ① 貸与奨学金は**借りるものです。借り過ぎに注意してください**
- ② 奨学金を借りるのも、返すのも皆さんです

学内情報サービスを見よう！

説明会や書類の提出などを含む
手続きが必要な対象者には



開催日・提出日などが近づいたら
時間・場所・手続き方法などを

学内情報サービスの
「【個人】緊急・重要情報」に
通知を送ります！

あなたに関する登録情報（氏名・振込口座など）の変更や、貸与奨学金の増額・減額、休学・退学による学籍異動などがある場合、必ず奨学金窓口で手続きを行ってください。

特に、給付奨学生で通学形態に変更がある方（自宅→自宅外、自宅外→自宅）も忘れずに届け出てください。



上記の事由等が発生した場合、必ず奨学金窓口に相談に来てください

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

奨学金は、原則、毎月11日に振り込まれます

令和7年度 奨学金振込予定日

区分	振込日	区分	振込日	区分	振込日
4月分	4月21日（月曜日）	5月分	5月16日（金曜日）	6月分	6月11日（水曜日）
7月分	7月11日（金曜日）	8月分	8月8日（金曜日）	9月分	9月11日（木曜日）
10月分	10月10日（金曜日）	11月分	11月11日（火曜日）	12月分	12月11日（木曜日）
1月分	1月9日（金曜日）	2月分	2月10日（火曜日）	3月分	3月11日（水曜日）

【覚えておいてください】

毎年奨学金は、原則、毎月11日（ただし、4月は21日、5月は16日）に振り込まれます。

※振込日が金融機関の休業日（土日祝日）にあたる場合は、その前営業日となります。

給付奨学生 全員が"すること"

給付奨学生の皆さんへ

ガクシーを登録しないと...

授業料減免の通知書や
手続き連絡が来ない...



手続き漏れで奨学金が止まる



給付奨学金も
授業料減免も受けられない...

貸与奨学金のみ
受ける人は
ガクシー登録
不要です



学内連携手続きは7/16(水)に、皆さんの大学メール
アドレスへ送る招待メールのリンクから行ってください。

スカラネット・パーソナルの登録について

あなたの奨学金情報 管理シート

◆あなたの奨学生情報 奨学金手続きをする際に必要となる大切な番号です。

■ 給付奨学金採用者		■ 貸与奨学金採用者	
奨学生番号	5 -04-	第1種 奨学生番号	6 -04-
・毎年4月・10月の年2回、在籍報告の入力を行う ・毎年6月・12月に授業料等減免申請書を奨学金窓口へ提出する		第2種 奨学生番号	8 -04-
・毎年12月～1月頃 継続願の入力を行う ⇒在籍報告・継続願の手続きをしないと、奨学金の振り込みが止まります。		・毎年12月～1月頃 継続願の入力を行う ⇒継続願の手続きをしないと、奨学生資格が取り消しとなり、奨学金の振り込みが止まります。 (次年度分から辞退したい場合も入力手続き必要)	

この部分を確認しながら、
ユーザー登録を必ず行ってください。
怠ると、継続手続き等の奨学金手続きができず、振込が止まります。

スカラネット・パーソナルのユーザーID/パスワードの新規登録について

ユーザーID、パスワード設定

①スカラネット・パーソナルにアクセスする
<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

②「新規登録」をクリックして、「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認する

③確認情報を入力して、「送信」をクリックする

④ユーザーID、パスワード、パスワード(確認用)、メールアドレスの4つを自分で設定して入力する

⑤この用紙の「あなたのスカラネット・パーソナル ログイン情報 記入欄」に、あなたが設定したユーザーID、パスワードを記入する

⑥最後に「送信」をクリックすれば、新規登録は完了！

登録したものを記入しておく！

◆あなたのスカラネット・パーソナル ログイン情報

あなたのスカラネット・パーソナル ログイン情報 記入欄

ユーザーID	
パスワード	

あなたが忘れた場合、学校で調べることができません。登録した「ユーザーID」「パスワード」を書いておきましょう。

- スカラネット・パーソナルでは、奨学金の手続きを行う際に、必ずログインが必要です。ログイン情報（ユーザーID、パスワード）を忘れた場合は、学校で調べることができません。登録した「ユーザーID」「パスワード」を必ず書いておきましょう。
- ・在籍報告・継続願の入力
 - ・口座振替（リレー）口座登録・変更手続き
 - ・減額返還・返還期限猶予の提出
 - ・転居・改氏名・勤務先の変更手続き
 - ・在学猶予・在学猶予期間短縮願の提出
 - ・各種証明書 発行依頼
 - ・繰上返還申し込み
 - ・最低返還月額申請（所得連動返還方式選択者）

給付奨学生 (自宅外通学) がすること

給付奨学金の自宅外対象者全員！

[illegible][illegible]

↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑

**記入漏れがないように
赤枠部分を必ずボールペンで
書いてください。**

**8月21日(木)までに
学生支援センターのJASSO奨学金
窓口へ提出してください！！**

スカラネット入力時に「自宅外通学」と入力した人だけに配布しています。

この用紙が入っていた人は、

- ①書類ウラ面に書かれた内容を確認
- ②『賃貸借契約書』などの
自宅外証明書類のコピーを用意する
- ③オモテ面とウラ面「チェックシート」を
記入できたら自宅外証明書類のコピーと
一緒に奨学金窓口に提出！！

①【支援区分(Ⅰ～Ⅳ)がある人】の場合

期限内に不備無く提出することで、入居日が属する月まで遡って、自宅外月額を受け取ることができる。

つまり…

<7月採用の場合>

8月21日(木)までに不備無く提出することで、
入居日が属する月まで遡って自宅外月額が支給されます。
※10月の振込日に9月分までの差額が振り込まれます。



②【支援区分がない、多子世帯のみ】の場合

今は給付奨学金を受けることはできませんが、
自宅外月額の手続き書類は必ず提出してください。
今後、年に1回(毎年10月)の支援区分見直し時に、
支援区分が付いて給付奨学金を受けられるようになった際、
すぐに自宅外月額が振り込まれるようになります。



大学に通学形態変更届(自宅外)を郵送する



締切：8/21(木)必着

※8/9～20まで事務局閉室。窓口持参不可。

宛先シート

書類の提出先・提出締切り

【提出必着】8月21日(木)

貸与奨学金の場合：返還誓約書
給付奨学金(自宅外通学)の場合：通学形態変更届(自宅外通学)

提出書類は個人情報を含みますので、特定記録・レターパックなど記録に残る方法で、所属するキャンパスまでご郵送ください。※下記宛先シートをご利用ください。書類は、折らずにお送りください。

【宛先シート】所属キャンパスのシートを切り取って、レターパックに貼って郵送してください。

有瀬キャンパス用

ポークアイキャンパス用

〒651-2180

神戸市西区伊川谷町有瀬518

神戸学院大学 学生支援センター
JASSO奨学金窓口 行

TEL: 078-974-1607

〒650-8586

神戸市中央区港島1-1-3

神戸学院大学 学生支援センター
JASSO奨学金窓口 行

TEL: 078-974-4084

あなたの所属キャンパスの宛て先部分を切り取ってのり等で貼ってください。

- ・郵便番号
 - ・住所
 - ・氏名と学籍番号
 - ・電話番号
- を書いてください。

【記入例】

郵便番号：123-4567

おところ：神戸市●●区1-2-3

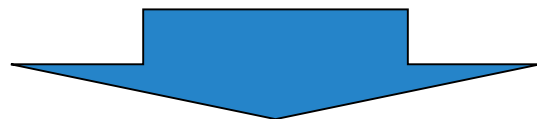
おなまえ：神戸 太郎 (A125123) 様

電話番号：078 (456) 7890

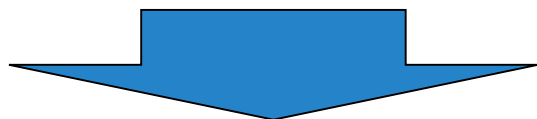
「奨学金書類 在中」と書く

提出期限に間に合わないと・・・

【例】今年4月分まで遡って
自宅外支給を受けることができていた人



期限内に不備無く
提出できなかった・・・



8月分からしか自宅外月額が受け取れない

給付奨学金採用者の方で、

大学支給

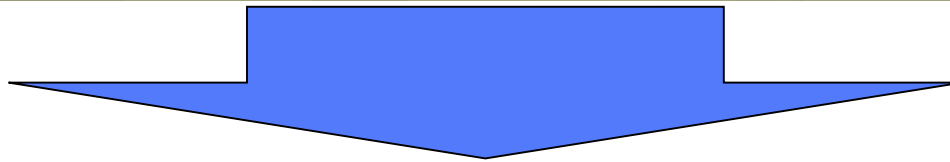
奨学金受給者

の方へ

大学支給奨学金の返還が 必要です！

ガクシーでの通知、保証人への連絡・通知と同時に振込用紙を送付しています。

期日【7月31日（木）】までに**必ず**返還（振込）してください。



振込用紙が7月24日（木）までに届いていない場合は
学生支援センターに連絡してください。

給付奨学生が今回する手続きのおさらい

給付奨学生全員がすること

- ・スカラネット・パーソナルの登録
- ・ガクシーの連携とアプリのダウンロード

8月末まで！

**7/29(火)
まで!!!**

給付奨学生(自宅外通学)がすること

- ・「通学形態変更届」と必要書類を
期日までに大学のJASSO奨学金窓口へ郵送

**8/21(木)
まで!!!**